

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
1	附帯事業の範囲について	募集要項	新たな処理工程の導入等とありますが、例えば、動力費低減・環境負荷低減に寄与する提案を行った場合、附帯事業となるのでしょうか。また、提案内容検討の時間的猶予が少ないため、概要書の提出期限を延期する可能性があるかどうかご教示ください。	動力費低減・環境負荷低減に寄与する提案は附帯提案事業となる。「附帯提案事業」及び「任意事業」の概要書の提出については、公序良俗に反しないものを排除し、提案内容が市政に反しないものであるかを確認するためのものである。このため、当該概要書に対し評価点を付すものではないことから、本提案において予定される事業について概要を示すことで問題ない。 以上の観点から、短い提出期間ではあるが概要書の提出を求める次第であり、提出期限の延期は想定していない。		
2	任意事業の提出期限について	募集要項	提出期限が令和3年10月20日から10月29日となっており、スケジュールがタイトです。任意事業の提出期限については提案書提出までの随時、または競争的対話までと変更いただけませんか。	同上の理由により、提出期限の延期は考えていない。		
3	開示資料の貸与	募集要項	開示資料の一覧は別紙7に示すとありますが、竣工図書等が中心です。三浦市側が当該事業を継続した場合の事業収支やこれまでの運転停止履歴やBOP等を含むインフォメーションパッケージは開示されないのでしょうか。	事業収支については、様式集にて市が想定する費用について記載されている。 運転停止履歴は、東部浄化センター等包括維持管理業務委託業務完了報告書(開示資料No.226～228)に当該内容が包含されている。 BCPIについては、追加開示資料とする。		
4	競争的対話	募集要項	現地調査及び競争的対話が令和4年1月17日から2月4日までに2回開催とされていますが、特定事業に加え、附帯事業や任意事業も議題になることを想定しますと、スケジュールが非常にタイトと思われます。第1回の競争的対話の積み残しを検討し、第2回の競争的対話に対して事前提出することを鑑みずと、競争的対話の全体期間として、1か月以上は必要と考えられます。	開催時期については、意見を踏まえ、再検討を図る。		
5	プロジェクトファイナンスについて	募集要項	「民間資金等を活用した流動性の高い資金調達」とありますが、事前の実施方針への回答において「本事業はプロジェクトファイナンスを前提としている」との回答がございました。それを踏まえると、ここでの資金調達の前提もプロジェクトファイナンスを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 もしくは本事業の資金ニーズやLCCを踏まえて適切な資金調達であればプロジェクトファイナンスにとらわれる必要はないという理解でよろしいでしょうか。	本事業は、運営権者(SPC)がノンリコースローンによる、プロジェクトファイナンスを前提としている。ただし、運営権者(SPC)がプロジェクトファイナンスによる資金調達をするに当たり、本事業の構成員となる企業等がどのような形で出資又は融資するかは任意となる。		
6	任意事業の予備的審査	募集要項	「提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案審査書類の内容を拘束するものではない」とあります。また任意事業は事業期間中の提案も認められていることから、予備的審査後、提案書を提出するまでの間に新しい提案をすることが認められるのかご教示ください。もし認められる場合は、競争的対話等で確認する機会を頂くことを要望します	予備的審査後に新しい提案は受け付けることはできない。ただし、予備的審査時点で複数案提案することは可能である。また、予備的審査を通過したからといって、本審査で必ず提案しなければならないものではなく、最終的に任意事業の提案をしない、又は問題ないと認められたものから、絞り込みを行い本審査にて提案することで問題ない。 この時点の提案については、あくまで任意事業となり得る候補事業を示すことを求めているものである。 また、予備的審査で実施不可と判断されたものについても、問題となった事項を修正し、提案書として提案することは可能である。 競争的対話は審査の場ではないので、確認の機会とはならない。		
7	任意事業履行義務	募集要項	提案した任意事業に履行義務はないという理解で宜しいでしょうか。実施契約書第22条には、「提案書に従い任意事業を実施することができる」とあり、必ずしも履行義務はないと理解しています	任意事業については、「実施期間制約付き事業」と「実施後の撤退、時世を見計らったの同等事業への転換が図られる事業」の2つの視点から提案を求めている。前記については、応募者が提案した期間中の実施が必須となる。後記については、必要に応じて実施後の撤退・変更が可能としている。ただし、両手法ともに、優先交渉権者選定時に評価の対象となったものについては、当該提案に応じた履行義務が発生するものとなる。本事項については、「様式集及び記載要領」様式28にて記載がなされている。		
8	任意事業履行義務	募集要項	任意事業に履行義務がある場合、許認可等が得られないなどの事情により途中で実施困難になった場合は協議可能という理解で宜しいでしょうか。	具体的な許可申請は優先交渉権者として選定された以降であるが、必要な許認可等について事前調整された実現可能な提案であることが評価の前提となる。ただし、予備的審査段階での調整は必須ではない。		

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
9	附帯事業に関するリスク・任意事業に関するリスク	募集要項	期間中に附帯提案事業や任意事業を中止または内容変更した場合、直接的に運営権者が被る不利益以外で、市から運営権者に対するペナルティ等はあるのでしょうか。	附帯提案事業は、主たる事業を一体的に行うものであるため、主たる事業のモニタリングの対象の一部となり、要求水準未達時における措置も同様となる。 任意事業は、提案が優先交渉権者選定時に評価の対象となった場合に限り、提案内容に応じ義務が課せられるものとなり、この義務に反した場合ペナルティ等の対象となる。 ただし、主たる事業などと異なり、市から積極的に求めた要求が前提となるものではないことから、実際のペナルティに対する判定は大きく異なるものとなることと想定される。具体的運用については、提案内容に応じ、「セルフモニタリング計画書」及び「モニタリング実施計画書」にて対応するものとなる。		
10	任意事業の実施主体	募集要項	任意事業は運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)が自らの費用負担で実施する事業と定められていますが、これ以外の企業と提携して行う事業は任意事業として認められないでしょうか	実施主体が運営権者又は応募企業、構成員(協力企業を除く)であれば、それ以外の企業と連携することを妨げるものではない。		
11	事業対象地へのアクセス	募集要項	附帯提案事業や任意事業で運営権設定対象施設の一般開放は認められるのでしょうか。施設立ち入りに関して、何か制限等があればご教示下さい。	一般開放を認めるかは、提案内容による。 制限は、道路の渋滞を引き起こさないことや地元事業への悪影響を及ぼさないこととなる。		
12	任意事業対象地へのアクセス	募集要項	任意事業に伴い、海側ルートを使用して東部浄化センターへアクセスすることは可能でしょうか。もし可能な場合は、進入方法や車両制限等がありましたらご教示ください。	原則、海側ルートは使用できない。		
13	任意事業	募集要項	「任意事業とは本事業用地及び施設において～独立採算の事業のことをいう」とありますが、用地内・施設内で実施することが必須でしょうか	任意事業については、用地外・敷地外での事業実施についても認めることとする。これに伴い、募集要項に記載されている本事業用地及び施設を限定した記載については、記載を改めることとする。		
14	物価に係る特定の指標	募集要項	募集要項のP13の欄外2に「提案に基づき、採用する指標を決定」とあるが、提案審査書類のどの様式に記載すればよろしいでしょうか。また、事業開始後に必要に応じて指標変更の提案をすることは可能でしょうか	様式19 財務管理の「特に記載を求める事項」として記載されている「利用料金設定割合の改定(後略)…」が当該記載を求める箇所となる。 なお、記載提案をもとに実施契約書(案)第8章の第46条第4項に具体的な契約条件が記載されるものとなるため、当該規定(案)を踏まえ作成すること。 事業開始後の指標変更の提案は認めない。		
15	事業費の負担、任意事業について	募集要項	任意事業等で処理場内の用地を利用する場合は目的外使用に該当するのでしょうか。 目的外使用の場合には、補助金返納となる可能性があるため、別途、市と協議することとあるが、支払いは市または運営権者のどちらになるのか。 支払い方法は一括か、分割か。 また対象地全てが目的外使用として補助金返納となった場合、現時点で想定されるおおよその返納額を示して頂きたい。	任意事業等で処理場内の用地を利用する場合は目的外使用に該当する。 補助金返納の弁済は、運営権者となる。 補助金返納の弁済方法及び返納額は、後日回答する。	任意事業等で処理場内の用地を利用する場合は目的外使用に該当する。 補助金返納の弁済は、運営権者となる。 補助金返納の弁済方法及び返納額は、都度関係機関との協議により決定する。	
16	附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査	募集要項	提案概要書は、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案審査書類の内容を拘束するものではない。 とあるが、提案概要書に記載すべき事項は、附帯提案事業及び任意事業についてのみか、若しくは提案事項全体か示して頂きたい。	予備的審査は、附帯提案事業及び任意事業に対して実施するものであり、提案概要書も当該部分について記載するものとなる。		

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
17	附帯提案事業の定義	募集要項	<p>附帯提案事業の収支は、主たる事業とは別に設定する必要がありますか。その場合、投資を回収するだけの効果(収入)を示す必要がありますか。</p> <p>または、収入がなくとも、環境負荷低減や費用縮減が認められる設備投資は、附帯提案事業として認められますか。</p> <p>例えば、事業効率化による費用縮減を目的とした、新型機器の採用や、統合監視システムの導入(処理工程の変更はないが主たる事業と一体で行うもの)は、附帯提案事業に該当しますか。</p>	<p>附帯提案事業は、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程の導入等、主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業としている。</p> <p>このため実施に当たった改築費用(初期投資費)など、当該附帯提案事業のものであることが明確にわかるものについては明示を求めるが、収支として別に設定する必要はない。</p> <p>また、附帯提案事業は、収益を発生させることのみを想定したものではない。附帯提案事業によって、どのような効果を得られるかは応募者の提案となる。</p> <p>なお、「新型機器の採用」については、特段の機能拡張等を付したものでない限り、導入を予定している機器と同種のものの新型を入れることなので、主たる事業に相当するものと考えられる。</p> <p>「統合監視システムの導入」については、改築計画(要求水準書別紙4)に記載されているように「監視制御ユニット1～4」の導入が予定されており、この一環ととらえられる場合には、主たる事業の範疇となり、事業に係る伝送設備全般を統合監視するようなものについては、附帯提案事業の範疇になるものと考えられる。</p> <p>本分類上の考えを原則としつつ、個別事案に応じ附帯提案事業に相当するかどうか判断することとなる。</p>		
18	改築工事の調達	募集要項	<p>改築業務を行う者の応募資格が定義されています。本事業の改築業務は、一般競争入札ではなく構成員もしくは協力企業、相当資格を有する再委託先との随意契約による施工を原則としている理解でよろしいですか。</p>	<p>運営権者と改築業務を行う者等との契約手法に規定はない。</p>		
19	運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等	実施契約書(案)	<p>経年劣化は瑕疵に該当しないとあるが、経年劣化の具体例を示して頂きたい。</p>	<p>道路陥没やたるみやつまりによる下水の溢水等の管路施設の流下機能に対して著しい影響が即時発現しない状態の劣化は全て経年劣化と考える。瑕疵に該当するか、経年劣化にあたるかは、具体的事象を確認しての判断となる。</p>		
20	市の任意による解除	実施契約書(案)	<p>市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。とあるが、公益上やむを得ない必要の具体例を示して頂きたい</p>	<p>市の政策変更による事業の中止等が考えられるが、現状で具体的な想定はない。</p>		
21	提案書における改築の実施	実施契約書(案)	<p>事業期間中に亘り、市場工事単価を固定することは現実的ではありません。市場環境の変化(物価変動の他、施工を予定していた企業の工事材料調達先リスクを含む)により、提案書で計画した改築工事の一部が履行できなくなる可能性が排除できません。その場合、工事期間毎にストックマネジメント(提案書の改築内容)を見直し、新たな改築計画を策定し、市と合意するものと理解します。</p>	<p>工事単価を固定しているものではない。改築業務に係る費用は、第38条5項に定めるとおり、三浦市工事請負契約約款(上下水道)(令和2年10月2日改正)第25条を準用し、物価変動に対応する。ただし、物価変動については、長期変動に適用を予定していることから、実施契約書の第38条5項記載の「年度改築実施覚書の締結後に、」については修正を図る。</p>		
22	提案書における附帯提案事業の実施	実施契約書(案)	<p>附帯提案事業として評価された内容の実施についても、改築費の枠内で計画するため、工事期間毎のストックマネジメントの見直しの対象となる認識でよろしいですか。</p> <p>それとも、提案書が実施契約書の一部となり、実施契約締結と同時に実施が義務化されることとなりますか。</p>	<p>附帯提案事業は、改築費の枠内で計画することについては、認識のとおりであるが、「ストックマネジメント」ではなく、「改築計画」の見直しの対象である。</p> <p>なお、附帯提案事業として評価され、運営権者の実施義務を定めた附帯提案事業は、実施契約の一部となり、実施が義務化されることとなる。募集要項p9の附帯提案事業にかかる記載がある。</p>		
23	新技術の導入と利用料	実施契約書(案)	<p>新技術を導入した場合の利用を無償かつ無期限で許諾することを、第91条に規定しています。</p> <p>しかしながら、事業期間に亘り利用料を支払う技術も存在します。前例案件においては、そのような技術を想定して、下記を付言した実績があります。</p> <p>『ただし、本契約終了日において運営権者が第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない。)に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償(県が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担していた金額を上限とする。)かつ無期限で許諾させることで足りる。』</p>	<p>事業期間終了後、市に支払い義務が生じるような技術の導入については認めない。基本的に、事業期間中に導入された技術については、新技術如何に関わらず、永続的に使用権が付与されるものとし、サブスクリプション的に使用権の支払いが生じるようなサービスの提供形態は認めない。</p> <p>ただし、本体事業に不可避とはならないもので、市の資産購入に当たらない、運営権者が独自で付した維持管理機能については、実施契約書第69条第項に基づき、撤去又は購入を求めるものとなる。</p>		

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
24	流入水量又は流入水質の変動について	実施契約書(案)	雨水、不明水の流入に関し、関連データの開示と責任分担の明確化をお願いしたい。	不明水量に関しては、「三浦市の下水道」(三浦市ホームページ http://www.city.miura.kanagawa.jp/mizukankyou/miurashinogesuideo.html 掲載) p.12及びp.19に記載されている処理水量と有収水量のとおりである。 責任分担については、第49条のとおりである。(雨水、不明水の流入により流入水量または流入水質が著しく変動した場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減したときは、かかる費用の増減分の負担について、市と運営権者の間で協議となる。)		
25	原状回復費用等	実施契約書(案)	「運営権者は、第68条第1号の規定による機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に規定する項目を満たさない事項が存在する場合には、第69条第1項第二文に規定する措置に加えて、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。」とありますが、これは運営権者に二重の負担を強いることになるため、受け入れられません。本文文の「第69条第1項第二文に規定する措置に代えて、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うこともできる。」としてください。	第70条の解釈として、「第69条第1項第二文に規定する措置に加えて」という点は、引渡時点までは当然に要求水準を充足させるための必要な措置を実施することを前提に、それでも充足されない点については(あくまでもその不足部分について)必要となる費用等を支払うことを確認的に規定したものと理解している。 したがって、運営権者に二重の負担を強いることを意図したのではない。 当該趣旨を明確にするための修正の要否については、今後の公募手続の進捗を踏まえて検討する。		
26	地震、豪雨等による管路の修繕実績	実施契約書(案)	実施契約書(案)第54条で、地震、豪雨等自然災害による増加費用については、公共土木施設災害復旧費用事業費国庫負担法の適用のある場合は、貴市のご負担と記載いただいておりますが、過去、地震、豪雨でも、当該法が適用されないような管路の損害があれば、その修繕費の実績を確認させていただきたい。また、逆に、当該法が適用された修繕実績もありましたら、ご教示いただきたい。	当該法の適用に係る自然災害実績はない。		
27	全窒素、全燐の除去について	要求水準書(案)	第4章1汚水処理に関する要求において、「全窒素、全燐の除去については、標準活性汚泥法による処理だけでは困難が予想されるので、運営権者が自らの処理の工夫を図ること。」とありますが、このために新たな機器を導入する場合、附帯事業となるのでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
28	汚泥搬出時間について	要求水準書(案)	汚泥、沈砂、し渣の運搬は、午前4時から午前5時まで処理場から搬出先までの運搬作業を行うことを原則とすると、ありますが、どのような経緯でこのような取り決めがなされたのかご教示願います。また、「原則」とありますので、合理的な理由があれば、変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	運搬に使用する道路が狭いことから地元事業者等へ配慮したものである。このため、運搬時間の変更は考えていない。 地元農家の作業があるため、山側道路については、午前4時から午前5時までに汚泥の搬出を行うこととしている。		
29	管路施設の維持管理に関する事項	要求水準書(案)	実施に当たっては、カメラ付きノズル等にて清掃を行うこととする。とあるが、洗浄工(高圧洗浄車を標準とし、吸引車は計上しない)ではないか。 また通常ではφ800mm未満は洗浄工を行います、φ800mm以上の場合は洗浄工を行いません。φ800mm以上は洗浄工を行わない施工方法で宜しいでしょうか。 伏せ越し清掃時に発生する汚泥に関して、汚泥処分先、費用負担の有無、予定処分量等を教えて頂きたい。	スクリーニング調査の実施にあたっては、カメラ付きノズル等によって効率的に調査及び清掃を実施することを想定している。一方、詳細調査においては、ご指摘通り調査前に事前に洗浄工を実施する理解でよい。また、φ800以上の中大口径管きよについては、調査前の洗浄工は不要という認識で問題ない。 伏せ越し清掃時の汚泥処分については、横浜市の処分先で費用を見込んでいます。予定処分量は、見積により1.8tを想定している。 費用負担については、運営権者にて負担するものとなる。		
30	契約後のVE方式	要求水準書(案)	施工段階において現場に則したコスト縮減(VE提案)を工事実施企業から受け付けるとあります。 変更設計書とともに提示するVE管理費が、工事実施企業のインセンティブとなる認識でよろしいですか。 VE管理費は、全体工事費が縮減できる範囲で自由に設定が可能ですか。	「変更設計書とともに提示するVE管理費が、工事実施企業のインセンティブとなる認識」で問題ない。 VE管理費は、自由に設定できるものではなく、全体工事費縮減額の5/10(=1/2)となる。		

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
31	6 運営に当たり取得したデータの取り扱いに関する要求について	要求水準書(案)	本事業を行うにあたり取得したデータは市の保有財産とするところが、事業継承の際に貴市が必要とされるデータについては有償にて譲渡と理解してよろしいでしょうか。	基本的に取得したデータ及びこのデータを加工(計算)し得られた結果(情報)については、生来、市の保有財産となるものである。また、知的財産権に相当する事項や当該企業独自のノウハウ等を除き、当該結果を得るための基本的な計算手法やプロセス、データ構造(データベース定義書又はエンティティモデル図等のデータ及び情報の因果関係がわかるもの)を含め、無償にて市に提供を求めるものである。なお、当該規定は、あくまで本事業終了後も市又は市が指定したものが事業実施に当たり必要となる過去のデータ及び情報並びに実績を把握するために必要となるものを求めるものであって、運営権者又は関係企業独自と判断される情報に係る手法及びノウハウの提供を求めるものではない。四則演算等の一般的に用いられる計算を除き、フーリエ変換、機械学習等、その他高等計算を用いたものについては、インプットデータとアウトプットデータがどのようなものであり、どのような考えでこれが計算されたものであるかを示すのみで十分であり、当該インプットデータからアウトプットデータを再現するために必要となる計算手法まで求めるものではない。		
32	ストックマネジメントの申請について	要求水準書(案)	ストックマネジメントの申請時期は5年に1回としているが、他市の事例では必要に応じて数年に1度一部修正して申請していることが多い。市では対応していただけるか。	ストックマネジメントの申請は、市が対応する。		
33	改築事業費について	要求水準書(案)	提案における「(c)5年ごとの改築事業総額」の上限(あるいは上限の考えかた)は設定されているのか。	令和3年8月16日付で、様式集及び記載要領について「別紙 提案書 2 収支計画案」入力表が公表されており、本別紙に5年毎の改築事業総額の上限についての考え方が示されている。		
34	改築事業費について	要求水準書(案)	補正予算等による改築の前倒し実施などは想定されるか。	補正予算によるかは別として、運営権者となるものからの提案が要求水準書に定める事業期間を通じた予算の範囲であり、改築実施期毎の上限内であることを前提として、提案に基づき改築の前倒しは可能としている。		
35	耐震基準に関する要求	要求水準書(案)	処理施設の設備改築において、土木施設の耐震化との整合性を問われるケースがある。本事業の更新事業が耐震化に左右されることはないか。	土木施設の耐震化は市が実施するため、運営権者には、市の実施に対して協力を求めるものとなる。		
36	放流水質基準	要求水準書(案)	窒素、りんに係る放流水質の要求水準は現状達成されているのか。されていない場合、運転管理費が上昇すると思われるが、維持管理費の上昇は見込んでいいのか。	後日回答する。	過年度の維持管理において、雨水等の影響による例外的な場合を除き、表4-1の窒素、りんは放流水質基準は達成されている。例外的に窒素、りんは放流水質基準を超過した場合においても、当該影響等の解消とともに要求水準の達成が確認されている。当該事象については、恒常的なものではないことから維持管理費への影響は過少であり、(現維持管理費から)特段の上昇は見込まれないものと認識している。なお、係る事象等は、実施契約書(案)第49条の協議対象となるものであり、運営権者による出来得る限りの措置を講じ、水質改善が図られることを前提とした上で、要求水準未達の対象から除外する。	
37	積算に関する事項	要求水準書(案)	総価契約単価合意方式は、各年度および各工事ごとに手続きを行うものと考えてよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
38	積算に関する事項	要求水準書(案)	官積算を行う目的を教えてください。	本事業については、運営権者に総価契約単価合意方式の適用を求めており、当該方式の適用に当たっては、個別単価が通常想定し得る単価として適正に設定されており、契約変更が生じたときの恣意性を排除したものとなっているか確認する必要があるため。		
39	事業終了時に求める施設状況に関する要求について	要求水準書(案)	機械・電気、土木、建築について健全度2.0以下ではないこととお示しされていますが、事業開始時点で健全度2.0以下の物もあるように思います。事業終了時点で、健全度2.0以下の物が全くない状態にすることの要求事項でしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。ただし、対象設備は、処理機能への影響度等が高い、状態監視保全及び時間計画保全の設備とする。具体的には、要求水準書 別紙8の表B8-2～表B8-6に示す保全区分が状態監視保全及び時間計画保全であるもの又はこれらの代替となるものが対象となる。		

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
40	ストックマネジメントに係る検討に関する要求について	要求水準書(案)	表3-1中の×の業務について、附帯提案事業として実施することに妨げはないでしょうか。	当該表は、要求として求める事項を記載したままであり、「×」として示す業務について、附帯提案事業として実施することを妨げるものではない。なお、リスク評価については、本市の施設規模等を勘案すると当該事業期間中に大きな見直しは不要と考えているため、「×」とした。原則、事業期間においては現ストックマネジメントにおけるリスク評価に基づき、点検・調査や修繕・改築を進めるものとする。		
41	放流水基準について	要求水準書(案)	法定点検とは別に一日一回、日常試験」と示されていますが、このような仕様は性能発注にはそぐわないものと考えます。放流水質に運営権者側がリスクを負う以上、日常水質試験の類をどのように実施するかは運営権者の裁量権の範囲であると考えます(34ページではそのように整理されているとお見受けします)。このような義務を課すのであれば、本事業費のほか委託費として別途運営権者に費用を分けて発注する建付けとさせていただきます。	一日一回の日常試験については、水質自動計器の指針値が適正であるかを確認することを主目的に行うことが想定されたものであり、同時に当該試験結果が放流水質を満たしたものであるか確認することを意図したものである。 本記載については、公定法などの仕様(やり方、手法)を限定したものではなく、試験方法自体は任意としているので仕様には当たらないと認識している。 ただし、別紙6については、表題が「水質分析及び環境計測基準等」と命名しており、本記載の事項を満たすことを求める仕様とらえかねないものとなっていることから、「水質分析及び環境計測の現実実施状況」等と命名を変更し、あくまで別紙6は現況の分析状況を理解するための資料として位置づけ、修正を図る予定である。		
42	改築・増築等に関する業務のモニタリング	モニタリング基本計画書(案)	市は、必要に応じて、検査のため施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行うことができる。その確認又は復旧にかかる費用は、運営権者の負担とする。とあるが、市が想定している検査とはガイドライン等に準拠している検査方法で問題はありませんか。	左記、認識のとおりで問題ない。		
43	審査結果の公表	優先交渉権者選定基準	「参加資格審査、予備的審査、提案審査の審査結果については、各応募者へ個別に通知する。また必要に応じ結果の概要について市のホームページにて公表する」とありますが、附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査結果については各応募者に個別に通知するのみとし、公表は控えて頂きたいです。	市は、応募者の公平を保つため提案内容の漏洩は厳に避けるべきであると考えている。 公表については、「附帯提案事業」及び「任意事業」を含め、結果と結果に至った経緯・理由についての概要を付すことを想定しており、提案のあった事業内容について公表することは想定していない。		
44	予備的審査	優先交渉権者選定基準	実施可否を判断するとのことですが、できる・できないだけの判断でしょうか。可否判断の根拠等を通知頂けると有効な提案につながります。	市の政策を妨げるような提案でないこと、公序良俗に反しない提案であることを基準に本審査における提案を受け付けられるかを判断するものであり、予備審査の時点においては、本審査における提案が「できる」、「できない」の判定となる。 なお、可否判断の根拠等の通知については検討する。		
45	ダウンサイジング化	優先交渉権者選定基準	「汚水量の低減を見込んだ、効率的なダウンサイジング化」とありますが、提案可能な内容や範囲についてご教示願います。	実現性を含めた現実的な提案を期待していることから、事業計画の変更を要する内容や範囲まで含むものとする。		
46	改築工事費縮減効果の評価	優先交渉権者選定基準	評価項目の価格要素合計値には、“改築費削減額×0.5の現在価値”が考慮されます。一方で、ストックマネジメントに関する事項では、改築工事の平準化が評価の対象となっています。工事費縮減額の現在価値が最大となることと、工事費の平準化ではどちらの評価が優先されますか。また、平準化の評価にあたり、1年あたりの改築費の上限はありますか。	先ず、平準化が図られていることは、価格要素を評価するにあたっての前提となる。 平準化については、市が予定している改築計画のものとして著しく乖離が生じているものでなければ、価格要素の評価対象となり得る。		
47	改築工事全般における評価	優先交渉権者選定基準	別表1の改築全般の評価視点にある「改築を行うに当たっての重要事項、課題、解決方法」とは、現施設の課題を改築(設備交換)により解決することではなく、改築工事の施工に関する重要事項や課題の解決方法と理解します。	左記、認識のとおりで問題ない		
48	ストックマネジメントおよび改築工事全般、附帯提案事業における評価	優先交渉権者選定基準	「低環境負荷機器」や「運営費縮減を目的とした効率的設備」を導入する場合、その設備の選定過程がストックマネジメントの考え方と照らして適切でありLCC効果があることを様式24に記載し、その設備の施工における工夫を様式25に記載するものと考えます。さらに、この改築が附帯事業として認められる場合には、その運用と効果について様式27に記載します。以上の理解でよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない		

「三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
49	市財政負担軽減に向けた取り組みについて	優先交渉権者選定基準	最低制限価格の設定は必要と考えます。	最低制限価格については設定を設けていないが、価格要素についての評価をするに当たっては、運営権対価、利用料金削減額、改築費削減額に対する根拠が現実的であり、効果が期待できるものである場合に限り評価を行うものである。この観点から、現実的でなく効果の期待が図れないものについては、評価対象外となることから、過当競争に対しての牽制となっているものと考えている。		
50	市財政負担軽減に向けた取り組みの評価	優先交渉権者選定基準	本事業において、運営権対価と利用料金削減額の原資は改築費以外のコスト縮減であると考えます。また、運営権対価と利用料金削減額については計算式を拝見すると差異がありません。さらに評価の観点では、「運営権対価」及び「利用料金削減額」の考え方が現実的であり、適正であることが求められていることから、この点においても差異がありません。応募者としては、書き分けが難しいと考えますが、貴市のお考えをご教示ください。	第70条の解釈として、「第69条第1項第二文に規定する措置に加えて」という点は、引渡時点までは当然に要求水準を充足させるための必要な措置を実施することを前提に、それでも充足されない点については（あくまでもその不足部分について）必要となる費用等を支払うことを確認的に規定したものと理解している。したがって、運営権者に二重の負担を強いることを意図したものではない。当該趣旨を明確にするための修正の要否については、今後の公募手続の進捗を踏まえて検討する。なお、運営権対価、削減額を提案するにあたっては、運営権者側がより負担しやすい形として、どちらか一方に寄せ、運営権対価又は削減額的一方を0円に設定し、提案することを妨げるものではない。		指摘のとおり、運営権対価と利用料金削減額については、表裏一体のものであると認識している。しかしながら、本応募では、評価に当たって現在価値化をするに当たり、便宜上設定した同固定金利をディスカウントレートとしている。一般に認識されているように、現在価値化とは、将来生じるリスクを踏まえ、現在の価値に換算したものであるが、厳密な意味では両事象の金銭的負担リスクは一致しないものと思われる。これは、運営権対価が一定額の支払いを所与として定めるものであるのに対し、利用料金削減額については、一定割合以上の物価変動等により見直しが行われるよう、オプションが付加されたものとなっていることから容易に理解されるものと考えている。このような便宜上の計算と実運用上認識されうる、定量又は定性的な乖離を埋めるべく、応募者にとってよりリスクが少ないと予想される負担方法が選択できるよう間口を広げたものである。なお、運営権対価、削減額を提案するにあたっては、運営権者側がより負担しやすい形として、どちらか一方に寄せ、運営権対価又は削減額的一方を0円に設定し、提案することを妨げるものではない。
51	別表1 評価項目と評価の視点及び配点について	優先交渉権者選定基準	3 一般要素（その他）に関する事項 附帯提案事業について、募集要項では「優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めるものとする」示されています。仮に、点数取得のみを狙い実現可能性が低い提案を行い、貴市がこの応募者に優先交渉権を与えてしまった場合であっても実施義務は優先交渉権者選定後であるため、予備的審査のみでは不誠実な提案の排除にはならないのではないのでしょうか。	認識のとおり、予備審査は、市政に反しないものであるか、公序良俗に反しない提案であるかを基準に本審査における提案を受け付けるかを判断するものとなっている。このため、予備審査の時点においては、厳密な実施の確実性について判断が難しいことをご指摘のとおりである。しかしながら、提案審査（本審査）においては、附帯提案事業について、より具体的な提案内容が確認できるものと考えており、そのうえで実現性及び効果の期待できるものに対し加点することを想定している。また、当該加点がされた附帯提案事業については当然のこととして実施義務を課すものとなり、達成されなければモニタリング時におけるペナルティーの対象となる。また、市側で実現性が危ぶまれるものについては、加点の対象外とし、実施の判断については実施により問題が生じ得るものを除き、運営権者側の裁量にゆだねるものとなる。なお、募集要項の記載については、評価対象となったものに対する義務が認識されるよう記載について改める。		
52	別表1 評価項目と評価の視点及び配点	優先交渉権者選定基準	3 一般要素（その他）に関する事項 任意事業について、募集要項及び優先交渉権者選定基準においても実施義務があるように読み取れません。仮に、点数取得のみを狙い実現可能性が低い提案を行い、貴市がこの応募者に優先交渉権を与えてしまった場合であっても実施義務は無いとの理解でよろしいのでしょうか。本件に関する貴市のお考えをご教示ください。	基本的な考えとして、評価の対象となったものについては、実施義務が生じるものとなる。		
53	貴市が加入予定の民間保険、共済等	優先交渉権者選定基準	貴市が現在加入している共済（全国市有物件災害共済会等）、損害保険（民間）の有無、そして、もし、加入されている場合には、その内容（担保範囲、保険金額）および、事業期間中の加入予定について、可能な範囲で確認させていただきたく。	全国市有物件災害共済会の火災保険及び下水道協会の下水道損害賠償保険に現在加入している。事業期間中も市は火災保険を継続する。また、火災保険については、東部浄化センターと金田中継センターの建物及び機器が対象となっている。なお、詳細については併せて公表する「建物総合損害共済委託申込承認明細書」を確認すること。事業者が加入を義務付ける損害賠償保険の内容については、実施契約書別紙6に記載のとおり。		

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の募集要項等に関する個別対話の議題への回答

No	議題	資料名	確認内容	9月24日回答	9月29日回答	10月8日回答修正
54	任意事業の優先順位	様式集及び記載要領	様式28に「実施期間制約付き事業」および「実施後の撤退、時勢を見計らったの同等事業への転換が図られる事業」の2種類について記載が認められています。前者が実現性の高い提案を求めているのに対し、後者は撤退を前提にすると実現性を無視したあらゆる提案が可能となります。少なくとも後者については「原則として同等事業への転換を図ること」として頂き、「撤退」と「転換」で評価の重みを変えて頂くことを希望します。	ご指摘の懸念は理解するが、市は実現性を無視した荒唐無稽な提案に対し評価点を付与することは想定していない。 昨今の自然環境、社会環境から将来に対する不透明感が高い中、撤退を可としリスク低減を図ることにより、積極的な提案が図られることを期待するものである。 なお、提案された事業において評価の対象となったものについては、「撤退」を可とするものであっても、事業としての「実施」は義務付けることとなる。このため、撤退を前提とした提案の場合、初期投資をしたうえで、初期投資費用を回収をすることもなく事業を終了することとなるので、基本的にはありえないものと認識している。		